

白馬村債権管理条例

令和4年12月15日
白馬村条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、白馬村（以下「村」という。）の債権の管理に関する事務処理について統一的な基準その他必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村の債権 金銭の給付を目的とする村の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに掲げるものを除く。）をいう。
- (2) 公債権 村の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税に係る徴収金（以下「村税」という。）及び地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の村の歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、村税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の村の歳入に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 村の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 村の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則等（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(村長の責務)

第4条 村長（地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う村長を含む。以下同じ。）は、法令等の定めるところにより、村の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 村長は、村の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を備えなければならない。ただし、当該村の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(督促)

第6条 村長は、村の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 村長は、強制徴収公債権について、前条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 村長は、前項の規定にかかわらず、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止をすることができる。

(強制執行等)

第8条 村長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第9条 村長は、村の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第10条 村長は、村の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により村が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、村長は、村の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第11条 村長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の住所が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第12条 村長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合に

においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 村長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条及び第14条において「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第13条 村長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

(債権の放棄)

第14条 村長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄する
ことができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定
による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困
難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律
第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につき
その責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について民法（明治29年法律第89号）第922条に
規定する限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が
存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並
びに当該債権に優先して弁済を受ける村の債権及び村以外の者の権利の金額の
合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがな
いと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等の措置又は第10条に規定する債権の申出等の措
置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、当該強制執行等の
措置又は当該債権の申出等の措置が終了した場合において、なお債務者が無資
力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがな
いと認められるとき。
- (6) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措
置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいづれ
かに該当し、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満
了後に、債務者が当該債権について支払の意思を示し、若しくは一部を履行し
たとき、又は債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (8) 債務者である法人の清算が終了したとき（当該法人の債務につき弁済の責に

任すべき他の者があり、その者について前各号に掲げる事由がない場合を除く。)

- 2 村長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(滞納者に関する情報の利用等)

第15条 村長は、履行期限までに履行されない村の債権がある場合において、当該村の債権について、第7条、第8条若しくは第10条から前条までの規定又はこれらの規定に相当する法令等の規定に基づく措置若しくは処分（以下この項において「措置等」という。）を行おうとするときは、その判断に資すると認める限りにおいて、その措置等に係る債務者の当該村の債権以外の村の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び村長が行った措置等の情報を同一の実施機関（白馬村個人情報保護条例（平成14年白馬村条例第1号）第2条第6号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。ただし、地方税法第22条に規定する秘密（以下この条において「税務調査情報」という。）を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することはできない。

- 2 履行期限までに履行されない村の債権が強制徴収公債権である場合又は債務者の税務調査情報開示の同意がある場合は、前項ただし書の規定にかかわらず税務調査情報を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

- 3 第1項に規定する場合において、当該債務者の所在が明らかでないときは、村長は、当該村の債権以外の債権に関して保有する当該債務者の氏名及び生年月日並びに住所、電話番号その他当該債務者との連絡に必要な情報を同一の実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

- 4 村長は、前3項の規定により利用し、又は提供を受けた情報を当該村の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。ただし、前3項の規定により、同一の実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は法令等に基づく場合は、この限りでない。

- 5 村長は、第1項から第3項までの規定により利用し、又は提供を受けた情報を

当該村の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に法令等の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(村税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例の廃止)

3 村税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例（昭和29年白馬村条例第20号）は、廃止する。

(白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例（平成22年白馬村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条中「村税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例（昭和29年白馬村条例第20号）の規定に準じ、督促手数料を徴収することができる」を「督促状を発行して督促する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項により督促状を発行した場合は、指定管理者の定めるところにより、督促手数料を徴収することができる。

(白馬村水道事業及び下水道事業条例の一部改正)

5 白馬村水道事業及び下水道事業条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除